第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

2　事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3　事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三条の二中「第四十二条の機械等」を「第四十二条第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四第十四号」を加える。

第四十四条第一項及び第四十四条の二第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十五条第二項を次のように改める。

2　個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

第四十五条第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。

一　事業者　当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法

二　個人事業者　当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

第四十六条の見出し中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項の規定による」を「第三十七条第三項の」に改め、「ところにより」の下に「、次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、「区分ごとに、製造時等検査」を「地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる機械等に係る特定機械等　設計審査及び製造時等検査

イ　別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等

ロ　別表第一第四号に掲げる機械等

ハ　別表第一第八号に掲げる機械等

二　次に掲げる機械等に係る特定機械等　設計審査

イ　別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等

ロ　別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

第四十六条第三項第四号中「特別特定機械等」を「特定機械等」に改め、同号イ中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「検査員であつて」を「製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて」に、「者が」を「ものが」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「製造時等検査」を「製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査」に改め、「という。）」の下に「の数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第五」を「製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　設計審査を実施する者（別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。）の数が同表第二号に掲げる数以上であること。

二　審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。

第四十六条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第四十七条の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十八条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「製造時等検査機関」を「設計審査等機関」に改める。

第四十九条中「登録製造時等検査機関は、製造時等検査」を「登録設計審査等機関は、設計審査等」に改める。

第五十条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十一条の見出し中「検査員」を「審査員又は検査員」に改め、同条中「登録製造時等検査機関は、」を「登録設計審査等機関は、審査員又は」に改める。

第五十二条中「登録製造時等検査機関（」を「登録設計審査等機関（」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に改める。

第五十二条の二中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に、「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改める。

第五十二条の三中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条第一項中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「外国登録製造時等検査機関が次の」を「外国登録設計審査等機関が次の」に改め、同項第三号中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。